

平成29年度 那珂川町国民健康保険運営協議会（第1回）

日時：平成29年7月4日（火）19時から

場所：那珂川町保健センター2階健康増進室

次 第

1. 委嘱状交付
2. 副町長あいさつ
3. 委員及び事務局の自己紹介
4. 国保運営協議会の役割
5. 国保運営協議会会長・副会長の選任
6. 会長・副会長あいさつ
7. 報告事項
 - (1) 平成29年度那珂川町国民健康保険事業特別会計予算について
 - (2) 特定健診・特定保健指導について
 - (3) その他
8. その他

平成29年度 当初予算(歳入)概要

(単位：千円)

科	目	H27決算額	H28当初予算	H29当初予算	前年度比較
1	保 険 税	1,081,246	1,023,174	959,669	△ 63,505
	一般医療分	783,277	739,084	703,776	△ 35,308
	一般後期高齢者支援分	196,067	186,857	177,570	△ 9,287
	一般介護分	77,692	73,524	68,640	△ 4,884
	退職医療分	16,314	15,956	6,561	△ 9,395
	退職後期高齢者支援分	4,015	3,949	1,608	△ 2,341
	退職介護分	3,881	3,804	1,514	△ 2,290
2	国 庫 支 出 金	1,591,605	1,555,336	1,489,420	△ 65,916
	療養給付費等負担金	1,066,042	1,083,472	1,012,582	△ 70,890
	国財政調整交付金	479,610	423,905	398,998	△ 24,907
	高額医療負担金	40,545	43,263	71,073	27,810
	特定健康診査等負担金	5,381	4,696	6,080	1,384
	その他補助金	27	0	687	687
3	療 養 給 付 費 交 付 金	85,340	99,861	30,185	△ 69,676
	療養給付費交付金	85,340	99,860	30,184	△ 69,676
	療養交付金過年度	0	1	1	0
4	前 期 高 齢 者 交 付 金	1,001,248	1,084,351	1,175,437	91,086
	前期高齢者交付金	1,001,248	1,084,351	1,175,437	91,086
5	都 道 府 県 支 出 金	357,279	397,006	434,707	37,701
	県財政調整交付金	311,672	349,047	357,554	8,507
	後発医薬品普及促進対策事業補助金	125	0	0	
	県高額医療負担金	40,546	43,263	71,073	27,810
	特定健康診査等負担金	4,936	4,696	6,080	1,384
6	共 同 事 業	1,535,563	1,567,481	1,607,632	40,151
	高額医療交付金	177,250	179,112	257,002	77,890
	保険財政共同安定化	1,358,313	1,388,369	1,350,630	△ 37,739
7	繰 入 金	657,617	729,171	698,830	△ 30,341
一般市町村補助 会計	保険基盤安定	298,955	298,955	298,955	0
	基準超過費用	0	0	0	0
	職員給与等	57,688	66,841	76,472	9,631
	出産一時金	26,818	23,520	26,880	3,360
	財政安定化支援事業	73,295	73,295	73,295	0
	その他	200,861	266,560	223,228	△ 43,332
そ の 他		26,102	9,552	9,613	61
8	繰越金	0	2	1	△ 1
9	その他の収入	26,102	9,550	9,612	62
総 合 計		6,336,000	6,465,932	6,405,493	△ 60,439

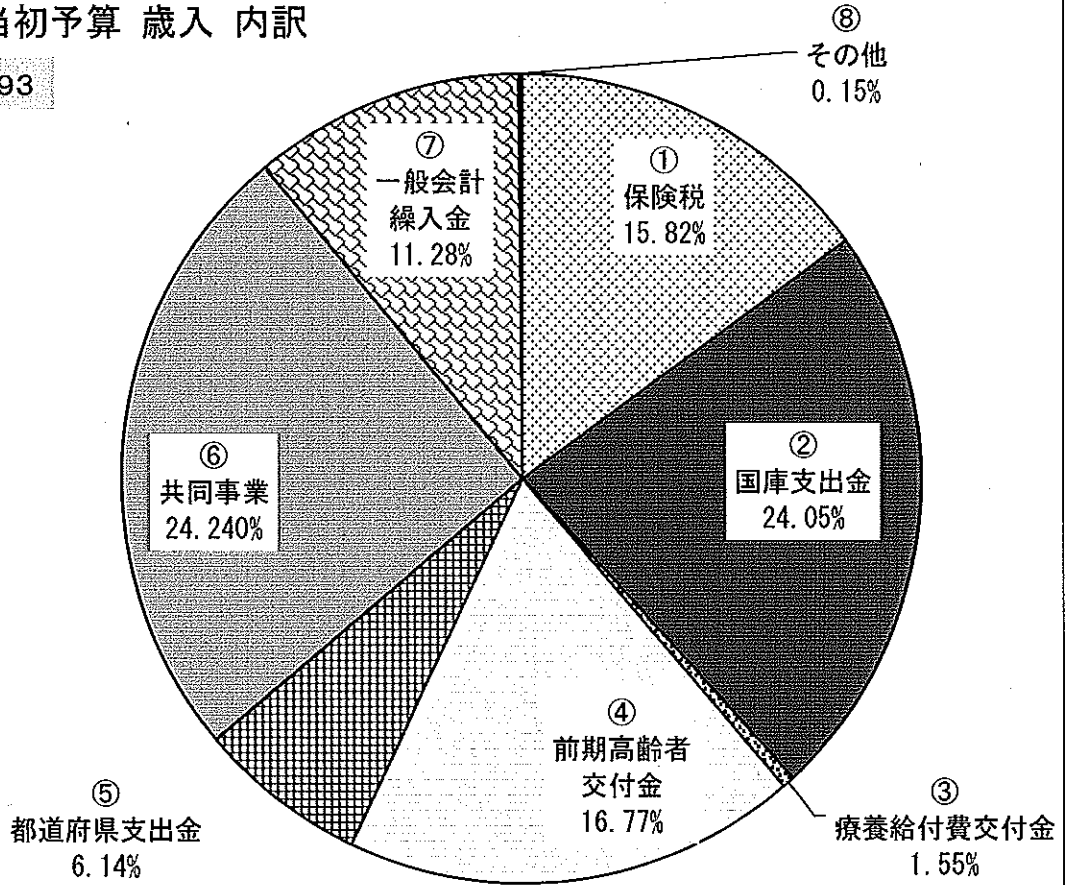
平成29年度 当初予算(歳出)概要

(単位：千円)

科	目	H27決算額	H28当初予算	H29当初予算	前年度比較
1	総務費	61,850	70,972	80,641	9,669
2	保険給付費	3,618,393	3,700,494	3,565,282	△ 135,212
一般被保険者分	療養給付費	3,020,108	3,082,970	3,003,372	△ 79,598
	療養費	52,915	56,010	42,031	△ 13,979
	計	3,073,023	3,138,980	3,045,403	△ 93,577
	一般高額療養費	415,277	444,620	447,163	2,543
	高額介護合算	54	500	200	△ 300
	移送費	0	0	0	0
	出産育児一時金	40,634	35,280	40,320	5,040
	出産育児一時金支払手数料	20	18	21	3
	葬祭諸費	2,880	2,880	2,880	0
	その他	0	0	0	0
計	3,531,888	3,622,278	3,535,987	△ 86,291	
退職被保険者分	療養給付費	67,158	59,052	18,715	△ 40,337
	療養費	1,634	1,932	980	△ 952
	退職高額療養費	10,926	9,699	2,467	△ 7,232
	高額介護合算	0	250	100	△ 150
	移送費	0	0	0	0
計	79,718	70,933	22,262	△ 48,671	
	審査支払手数料	6,787	7,283	7,033	△ 250
3	老人保健拠出金	23	24	19	△ 5
	医療費拠出金	0	1	1	0
	事務費拠出金	23	23	18	△ 5
4	介護納付金	279,125	302,890	287,376	△ 15,514
	介護納付金	279,125	302,890	287,376	△ 15,514
5	後期高齢者支援金等	719,342	731,819	708,222	△ 23,597
	後期高齢者支援金	719,295	731,770	708,174	△ 23,596
	事務費拠出金	47	49	48	△ 1
6	前期高齢者納付金等	501	849	850	1
	前期高齢者納付金	453	801	803	2
	事務費拠出金	48	48	47	△ 1
その他		1,656,766	1,658,884	1,763,103	104,219
7	共同事業拠出金	1,563,499	1,614,416	1,715,311	100,895
8	保健事業費	33,443	38,851	43,366	4,515
9	基金積立金	0	1	1	0
10	公債費(利子)	0	1	1	0
11	その他の支出	59,824	4,615	3,424	△ 1,191
12	予備費	0	1,000	1,000	0
	総合計	6,336,000	6,465,932	6,405,493	△ 60,439

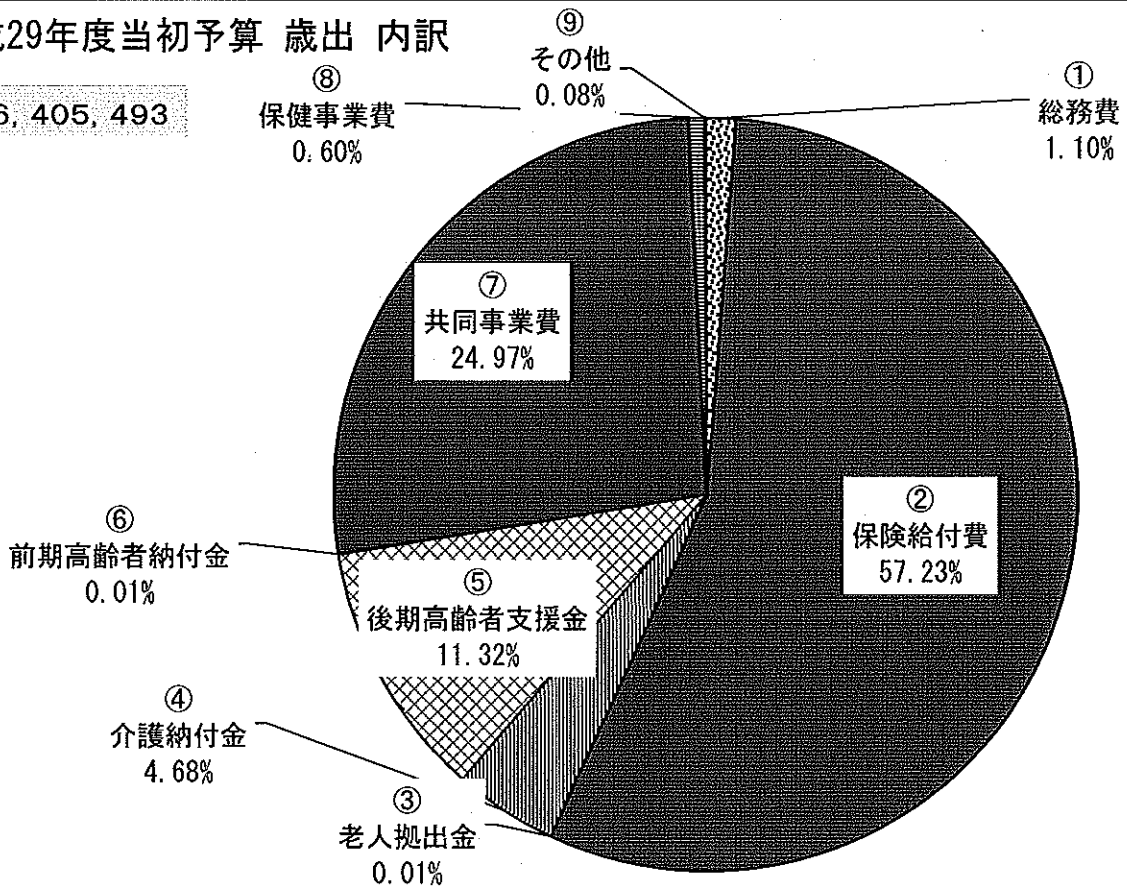
平成29年度当初予算 歳入 内訳

6,405,493



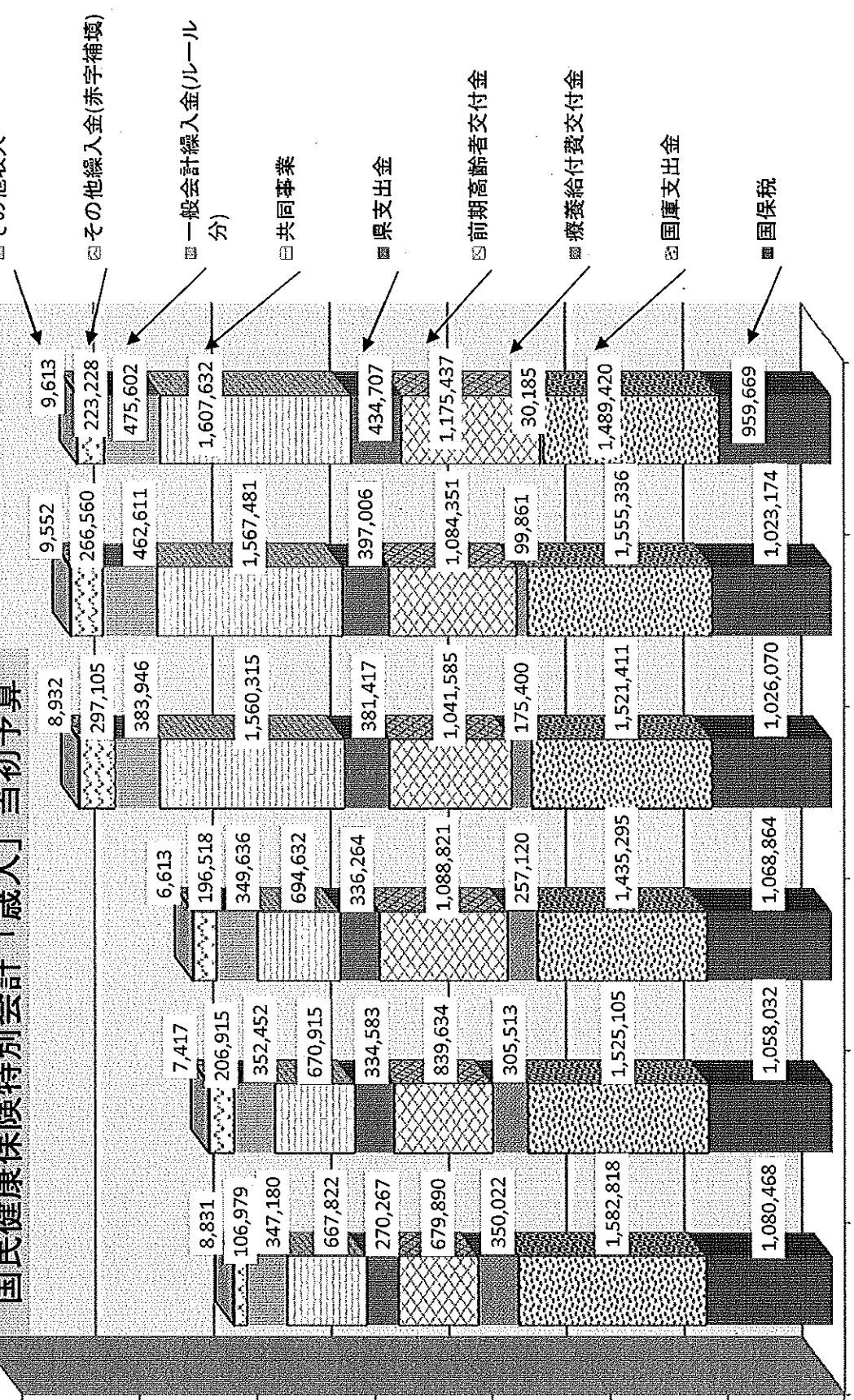
平成29年度当初予算 歳出 内訳

6,405,493



国民健康保険特別会計「歳入」当初予算

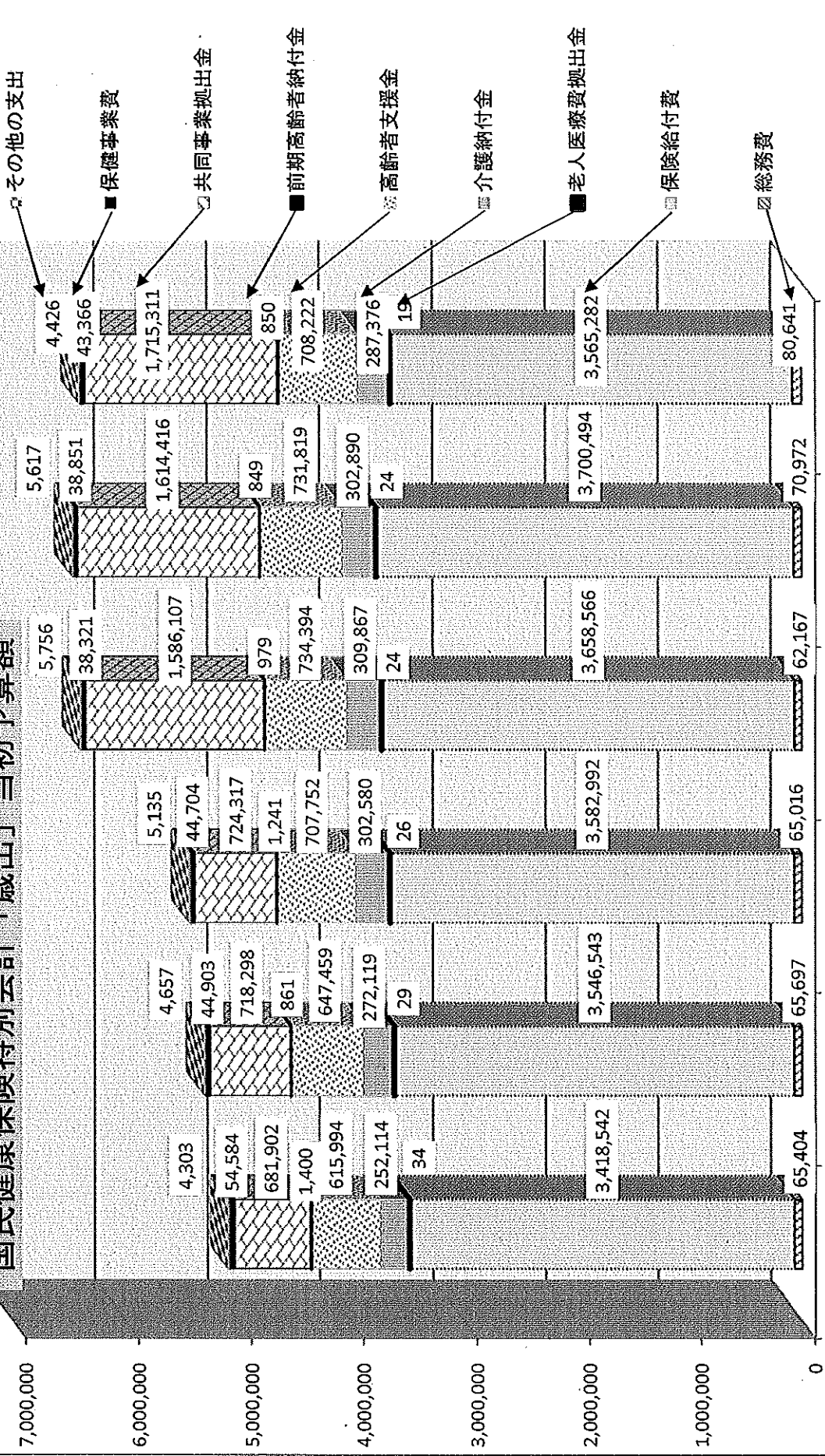
単位：千円



平成24年度 5,094,277
 平成25年度 5,300,566
 平成26年度 6,396,181
 平成27年度 6,465,932
 平成28年度 6,405,493
 平成29年度 6,405,493

国民健康保険特別会計「歳出」当初予算額

単位：千円



年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	5,094,277	5,300,566	5,433,763	6,396,181	6,465,932	6,405,493

平成28年度 電話受診勧奨 結果報告

資料1

1)電話勧奨時、「受けない」と答えられた数とその内訳

受けない理由	回数 (回)
医療機関受診中	177
その他	90
職場などで健診	60
忙しい・時間が合わない	40
健康だから	35
特に理由なし	12
面倒くさい	8
健診料が高い	2
かかりつけ医に必要ないと言われた	1
予約制だから	0
健診項目に魅力がない	0
会場までの交通が不便	0
病気が見つかるのが嫌	0
特定健診の制度がよくわからない	0
健診の待ち時間が長い	0
合計	425

※425回のうち、

治療中などで、

●「医療機関受診中」が177回（42%）
（前年比-2ポイント）

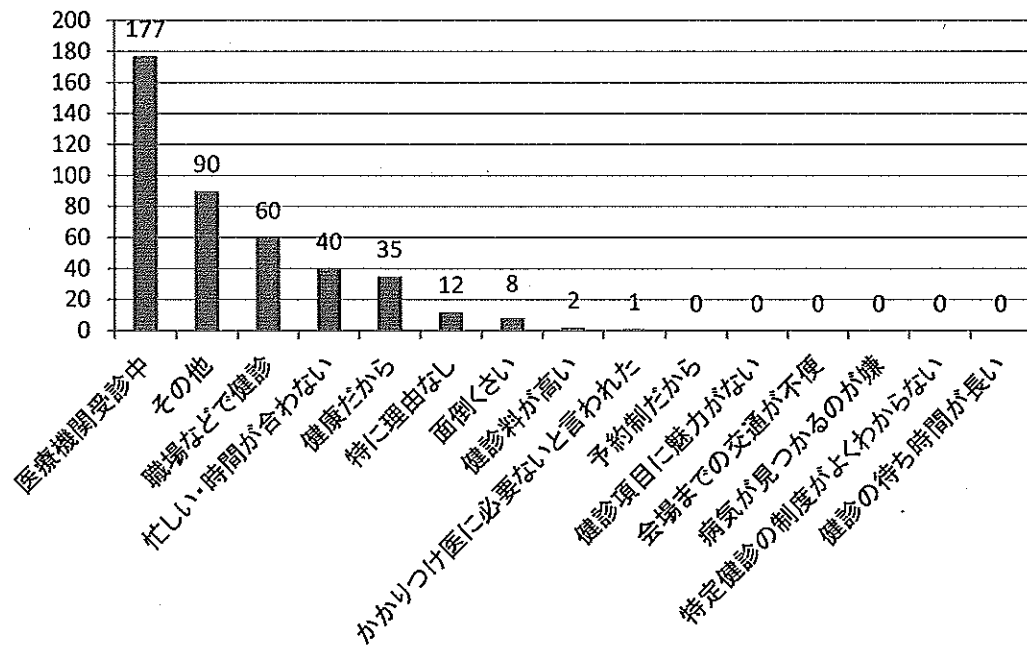
●「その他」が90回（21%）
（+5ポイント）

●「職場受診」が60回（14%）
（-1ポイント）

●「忙しい・時間が合わない」が40回（9.4%）
（-5.4ポイント）

■ 回数(回)

健診を受けない理由



	項 目	内 容
電話 勧奨	1. 40歳の者	・ 今年度より特定健診の対象になっている事と特定健診料金が無料になっている事を伝え、受診勧奨を行う。
	2. 60歳～65歳の過去2年間未受診者	・ 60歳からの年代は、社保からの切り替わり等で国保に加入する者が多い年代であるため、今後の健診は集団健診などで受けるという意識付けを行う。
	3. がん検診無料クーポン券対象者で、過去2年間未受診者	・ がん検診の無料クーポン券が届いているため、健診を受ける一つのきっかけとし、受診勧奨を行う。
	4. 昨年、同時期に特定健診を受けているが、今年度健診予約が無い人	・ 健診を年に1回は受けるという意識づけを行う。また、予約忘れを防ぐため、受診勧奨を行う。
	5. 健診当日にキャンセルして、その後振り替えの予約が無い人	・ キャンセル後の予約がまだとれていない者に対して、再度健診受診を促す。
	6. 過去2年間未受診者のうち、生活習慣病投薬レセプト無しの者	・ 健康状態が把握できていない者への受診勧奨を強化する。
勧奨はがき 送付	7. 過去2年健診未受診者で医療機関の受診もない者	・ 健診受診の義務感を促すため、イラスト無し of 文書的なハガキを送付する。
	8. 過去2年間のうち、どちらか1回を受診している者	・ 問診内容から対象を4パターンに分類し、特性に応じた内容を圧着ハガキで送付する。
	9. 医療機関で生活習慣病の通院歴のある者	・ 個別健診受診へのきっかけづくりとして、医療機関名を記載したハガキを送付
	10. 過去2年間連続して受診している者	・ 直近の集団健診の締切日と個別健診についての案内を送付する。
その他	11. 年度途中加入者への受診券送付	・ 年度途中の国保加入者や、さかのぼりでの加入者へ受診券を送付する。
	12. 健診受診の利便性の向上	・ ミリカローデンでの健診の実施日の増加、骨粗鬆症健診との同時実施、託児の実施
	13. 町全体への啓発	・ 各公民館、医療機関、調剤薬局、スーパーマーケット、かわせみバス、コンビニエンスストア、居酒屋、飲食店などにチラシの配布やポスター等啓発物の掲示、設置。 ・ 標語を載せたポロシャツの着用、公用車への啓発ステッカーの貼付 ・ 啓発のぼり旗設置 ・ 役場庁舎に懸垂幕設置
	14. 会議などでの啓発	・ 公連協、民生委員会等の会議で、短時間での啓発
	15. 回覧	・ 回覧板への掲示物
	16. 国保窓口での面談による啓発	・ 那珂川町国民健康保険への年度途中加入者や、遡及加入者への面談による啓発

所得の申告はお済みですか？

国民健康保険税の算定や高額療養費の負担区分判定等は、世帯全員の所得申告が必要です。既に確定申告やお勤め先で年末調整をされている人は改めてする必要はありません。次の①～④に該当する人は、所得税や町県民税の課税において申告が必要でなくても、国民健康保険税の算定の為に所得の申告が必要となります。

- ① 前年中に収入がなかった(0円)人
- ② 非課税所得(遺族年金、障害年金等)のみだった人
- ③ 勤務先から那珂川町に対して給与支払い報告書が提出されていない人
- ④ 日雇いやアルバイトによる収入がある人 など

※ 世帯主及び世帯の国民健康保険加入者の中で一人でも所得の申告がなされていない場合、国民健康保険税の計算が適正にできていない場合があります。

また、世帯全員の所得合計額が一定基準以下であれば、国民健康保険税が軽減される場合があります。

国民健康保険税制度の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、下記の点が変更となりました。

◇軽減適用対象者の拡大

世帯の前年中の所得が決められた基準を下回っている場合は保険税の均等割と平等割が所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。この5割軽減と2割軽減の基準額を求める計算式が変更となるため、保険税の軽減の対象者が拡大されます。

※この軽減措置については自動で適用しておりますので、申請等のお手続きは必要ありません。

	<u>5割軽減基準額の計算式</u>	<u>2割軽減基準額の計算式</u>
平成28年度	33万円 + 26.5万円 × 被保険者数	33万円 + 48万円 × 被保険者数
平成29年度	33万円 + <u>27万円</u> × 被保険者数	33万円 + <u>49万円</u> × 被保険者数

※世帯の所得の合計が33万円以下の場合、7割軽減となります。

お問い合わせ先

那珂川町役場国保年金課国保年金担当 Tel.092-953-2211 内線122～123

II. 保険給付費等

《補足資料》

3 高額療養費 ・ 自己負担限度額

◆70歳未満の人(月額)

所得要件	区分	3回目まで	4回目以降 ★
所得 ※ 901万円超	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
所得 ※ 600万円超 901万円以下	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
所得 ※ 210万円超 600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
所得 ※ 210万円以下 (住民税非課税除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※ 「基礎控除後の総所得金額等」にあたります。

★ 過去12ヵ月間に同一世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

◆70歳以上75歳未満の人(月額：平成29年7月まで)

所得区分	外来+入院(世帯単位)⑥	
	外来(個人単位)④	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ※医療費が26,700円を超えた場合は超えた分の1%を加算。 過去12ヵ月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円。
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

○ 75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1となります。



◆70歳以上75歳未満の人(月額：平成29年8月以降)

所得区分	外来+入院(世帯単位)⑥	
	外来(個人単位)④	
現役並み所得者	57,600円	80,100円 ※医療費が26,700円を超えた場合は超えた分の1%を加算。 過去12ヵ月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円。
一般	14,000円 ※年間限度額144,000円	57,600円 ※過去12ヵ月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円。
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

○ 75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1となります。

II. 保険給付費等

4 高額介護合算 ・ 限度額

◆合算した場合(年額:8月～翌年7月)

所得要件	区分	70歳未満の人	所得区分	70歳以上 75歳未満の人
所得901万円超	ア	212万円	現役並み所得者	67万円
所得600万円超901万円以下	イ	141万円	一般	56万円
所得210万円超600万円以下	ウ	67万円	低所得者Ⅱ	31万円
所得210万円以下(住民税非課税除く)	エ	30万円	低所得者Ⅰ	19万円
住民税非課税世帯	オ	34万円		

- ☆ 月の1日から末日まで、つまり暦月ごとの受診について計算。
- ☆ 同じ医療機関でも、歯科は別計算。また外来・入院も別計算。
- ☆ 二つ以上の病院・診療所にかかった場合は別計算。
- ☆ 入院時の食事代や保険がきかない差額ベット料などは支給の対象外。
- ☆ 70歳以上75歳未満の人は、病院・診療所・歯科の区別なく合算します。

国民健康保険税の軽減判定誤りについて

1. 事案概要

厚生労働省は、後期高齢者医療保険料の軽減判定において、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの設定に誤りがあり、全国的に一部の被保険者について保険料の賦課誤りが発生していることを公表しました。(平成 28 年 12 月 27 日)

このため、同じ基準で軽減判定(※1)を行う本町の国民健康保険税について確認をしたところ、本町においても同様の誤りがあることがわかり、一部の保険者について保険税の賦課誤りが判明しました。

この度、対象となる皆様には、心からお詫びするとともに、今後このような事例が発生しないよう、法令等の理解の徹底及びチェック体制の強化を実施することで適切な事務処理に努めてまいります。

※1. 軽減判定とは

世帯の所得割合計額が一定基準額以下の場合に、国民健康保険税の均等割額と平等割額を判定区分に応じて7割・5割・2割軽減するもの。

2. 原因

軽減判定所得の計算にあたり、青色申告による純損失の繰越控除(※2)を行う場合、本来は国民健康保険独自の軽減判定用の繰越損失額を用いる必要があるところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算がなされていたため、課税誤りが発生したものです。

※2. 純損失の繰越控除とは

事業所得などに損失(赤字)の金額があった場合、その年に生じた損失を翌年以降3年間繰り越して翌年以後に発生した所得額(黒字)と相殺することができるもの。

3. 影響額

(1) 追加徴収となる件数及び金額	8 世帯 (10 件)	376,700 円
(2) 還付となる件数及び金額	13 世帯 (15 件)	510,500 円

4. 今後の対応

国民健康保険税賦課の修正処理を速やかに行い、還付及び追加徴収の対象となる方へ文書及び訪問によりお詫びと内容説明をした上で還付または追加徴収を行います。

なお、地方税法の規定に基づき、国民健康保険税の追加徴収を過去3年間、還付については過去5年間を対象とします。

5. 今後の対策

軽減判定所得の算定内容の確認や関係法令解釈の理解を徹底することで、再発防止に努めます。

国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

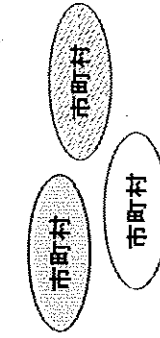
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の

国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営



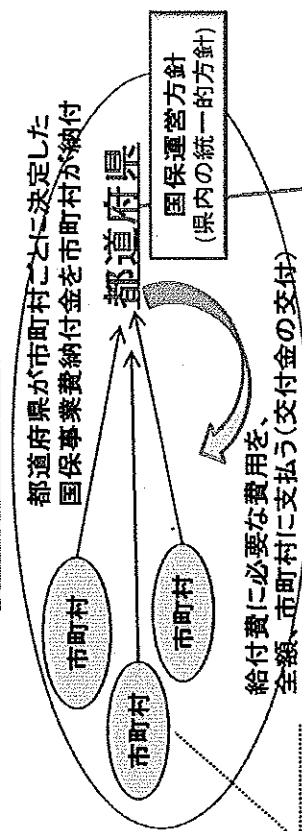
(構造的な課題)

- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

・国の財政支援の拡充
 ・都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす

- ・資格管理(被保険者証等の発行)
 - ・保険料率の決定、賦課・徴収
 - ・保険給付
 - ・保健事業
- ※被保険者証は都道府県名のもの
 ※保険料率は市町村ごとに決定
 ※事務の標準化、効率化、広域化を進める

【改革後】都道府県が財政運営責任を担う
 など中心的役割



- ・財政運営責任(提供体制と双方に責任発揮)
- ・市町村ごとの納付金を決定
 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

なお、国の普通調整交付金については、都道府県の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

制度改革に伴う財政構造(市町村歳入)の変化

平成27年度決算(歳入:6,610億円、収支不足:69億円)により試算。(市町村合計)

(単位:億円)

歳入必要額 6,679

制度移行後の姿

公費等	3,813	平成29年度まで	同左
本来保険料として集める必要があるもの	1,256	共同事業交付金	1,550
		その他	60
		前期高齢者交付金・療養給付費等交付金	1,450
		法定繰入金	504
		国・県支出金	1,859
		保険料(税)	1,028
		法定外繰入金	155
		収支不足額(平成28年度歳入を充当)	69
		県広域化基金貸付	4

その他	同左
(県からの交付金)	同左
法定繰入金	拡大
(県からの交付金)	縮小
[差引]	充実
県財政安定化基金(貸付・交付)	

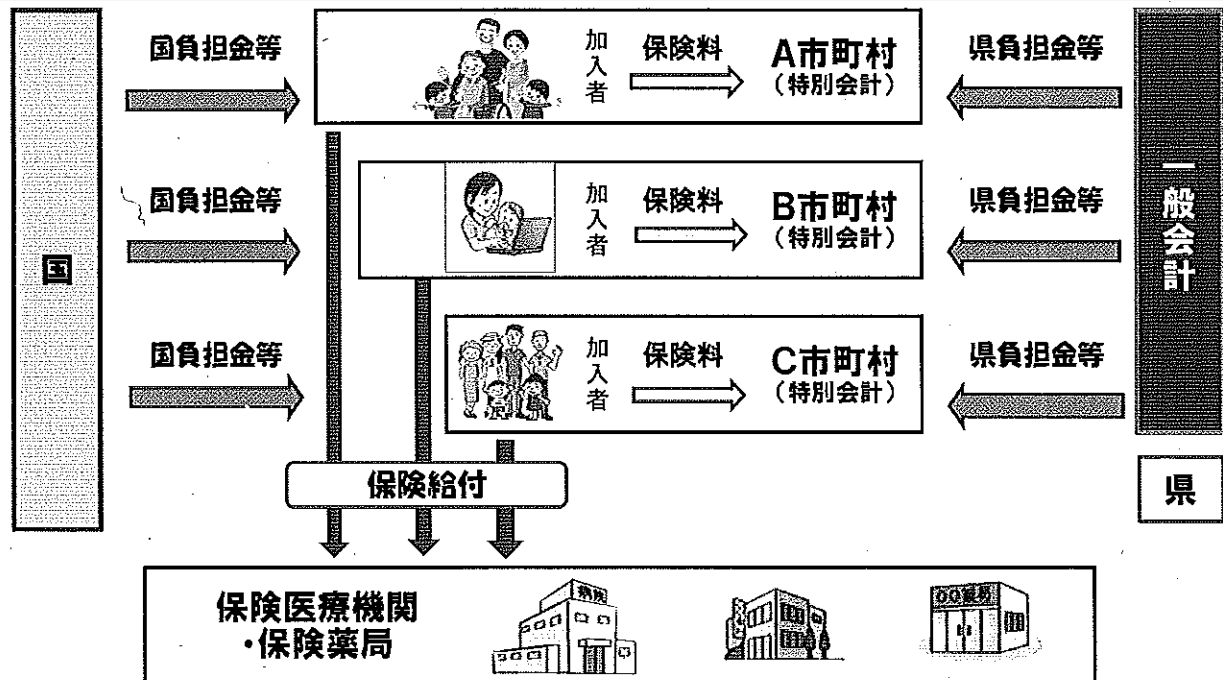
公費による財政支援の拡充

- 【平成27年度～】
 - ・保険者支援制度の拡大
 - (※法定繰入の一部)
- 【平成30年度～】
 - ・国交付金の増額
 - ・保険者努力支援制度の創設
- 【平成27年度～】
 - ・県に基金を段階的に造成

※後年度返還が必要

市町村国保の財政構造（現行制度）

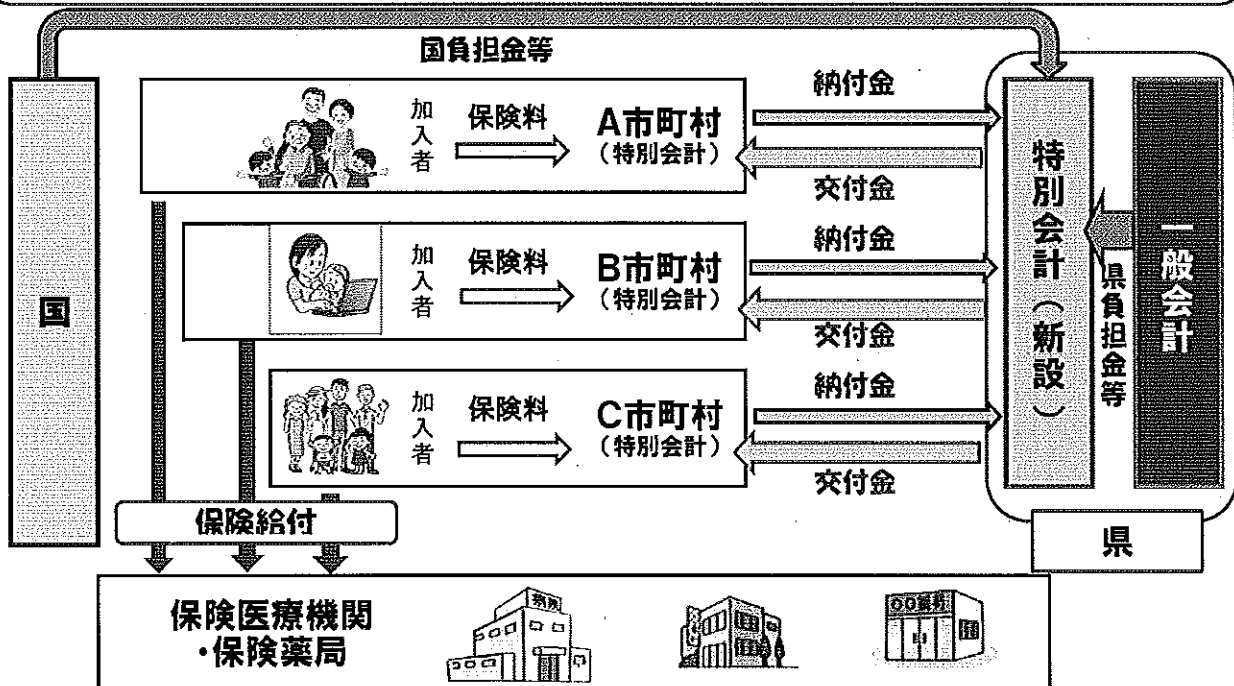
各市町村が運営する国民健康保険に対して、国・県も財政負担。



-14-

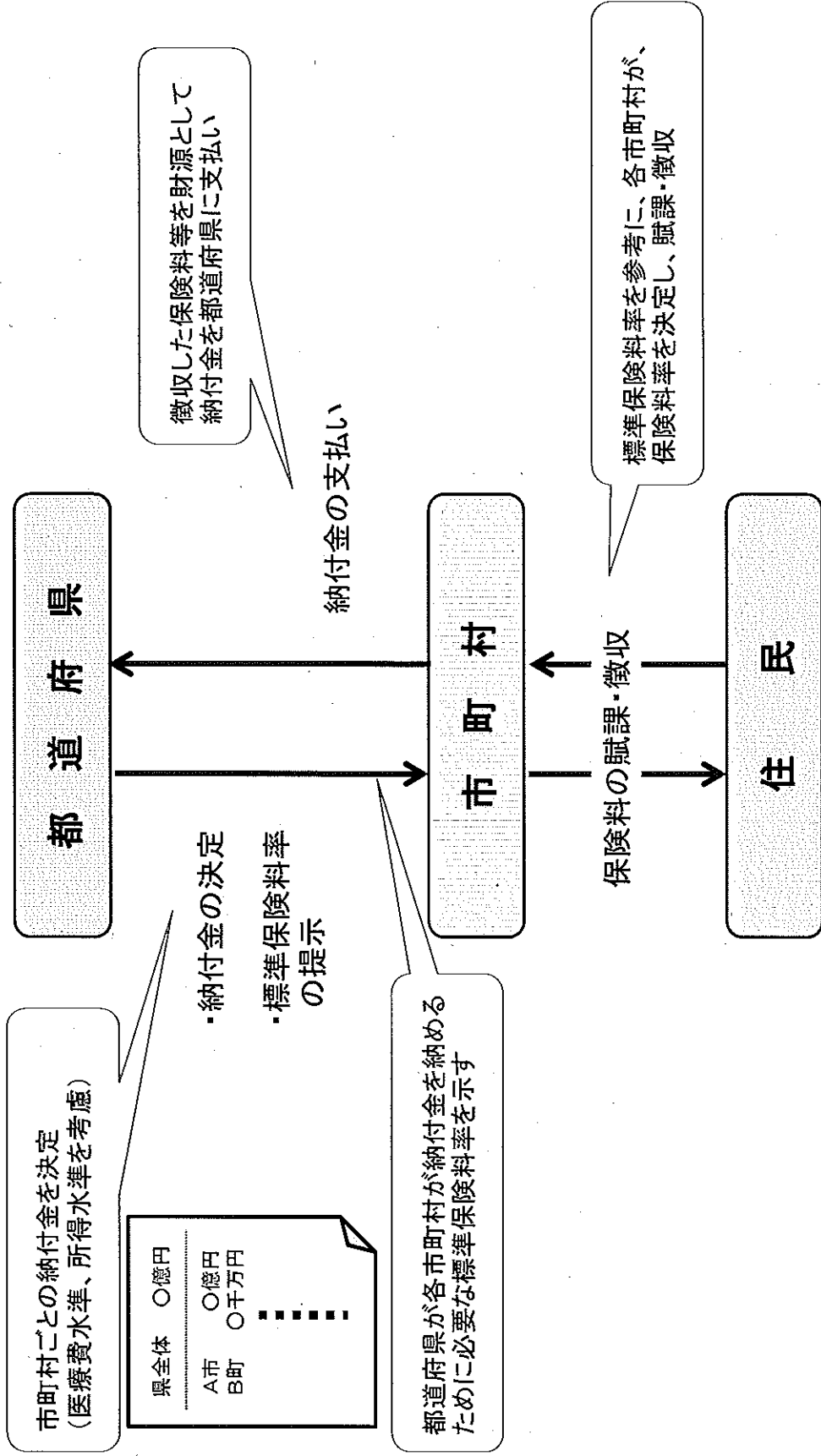
市町村国保の財政構造（制度改革後）

県が財政運営の責任主体となり、国保財政の「入り」と「出」を管理。
(保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払う。)



-15-

国保保険料の賦課、徴収の仕組み(イメージ)



福岡県国保運営協議会審議スケジュール(案)

		平成29年度			平成30年度	
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
全体		制度施行に向けた準備期間				新制度施行 (4月～)
県国保運営協議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">条例設置</div> <p>第1回 (1/20) ・ 諮問</p> <p>第2回 (4/24) ・ 納付金算定方法</p> <p>第3回 (8月下旬～9月上旬) ・ 答申素案 ・ 答申</p> <p>第4回</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">設置期限 (H30.3月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">法設置</div> <p>・ 委員委嘱</p>					
県(知事)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">運営方針決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">条例審議 (納付金等)</div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">予算審議</div>	
市町村	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">納付金の算定ルール・国保運営方針等の県・市町村協議</div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">条例審議 (保険料等)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">予算審議</div>	

※厚生労働省の資料を基に、県が作成した想定スケジュールであり、国の検討状況等により、変更されるものである。